

記 者 発 表 (資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当部課名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／30 (金)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局	078-362-9306 (内線 79639) 078-362-3451 (内線 74435)	総括班長 陰山 晓介 (班長代理 藤原 毅司) 対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の解除について（2例目）

2月2日をもって、発生農場の防疫措置が完了した1月11日(日)から21日が経過することから、下記のとおり、移動制限区域(半径3km以内)を解除することとし、あわせて消毒ポイントの廃止、相談窓口の閉鎖など、今回の発生に伴うすべての防疫対応を終了します。

これに伴い、現在設置されている「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」を廃止するとともに、近隣府県での高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、引き続き「兵庫県鳥インフルエンザ警戒本部」を設置します。

記

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：なし
- (2) 解除時期：2月2日(月) 0時(1日(日)24時)

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを廃止します。

3 総合相談窓口の閉鎖

- (1) 窓 口：中播磨県民センター 総合相談窓口
- (2) 開 設 日：12月16日(火)(1例目から継続)
- (3) 相談実績：県民相談5件

4 防疫措置の経過

- (1) 鶏の殺処分完了：1月11日(日) 4時終了
- (2) 防疫措置完了(汚染物品の処理、鶏舎等の消毒)：1月11日(日) 12時終了
- (3) 殺処分鶏の焼却：1月26日(月) 8時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：1月22日(木)13時(発生農場の防疫措置完了後10日)

5 県体制の移行

- (1) 日 時：2月2日(月) 0時(1日(日)24時)
- (2) 内 容：鳥インフルエンザ対策本部を廃止し、鳥インフルエンザ警戒本部を設置